

個表番号：2-1

法令名：愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(H20法83)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(権限委任省令本則、法第7条 等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等				○	移譲後も大臣に残る権限(権限委任省令本則、法第7条 等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-2

法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第36条第3項に基づく業務執行又は業務改善命令ができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく業務執行又は業務改善命令の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			
39	指定調査機関に対する適合命令 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第39条に基づく適合命令ができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく適合命令の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			
42	指定調査機関に対する指定の取消し ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第42条に基づく指定の取消しができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく指定の取消しの事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			

個表番号：2-2

法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
43	指定調査機関の指定等の公示 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第43条に基づく指定調査機関の指定等の公示ができなければ、特に緊急の場合において、土壤汚染状況調査等の的確な実施が行えず、ひいては人の健康に係る被害が生ずる恐れがある。また、現在も、同項に基づく公示の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査 ※ 一の広域的实施体制の地域を超えて調査業務を行う調査機関を除く。(様式3参照)				○	環境大臣による第54条第5項に基づく報告徴収等ができなければ、国は自ら実態を把握することができず、特に緊急の場合において、指定調査機関に対する業務改善命令の実施等迅速な対応に支障を及ぼすこととなり、ひいては人の健康に係る被害が生ずる恐れがある。また、現在も、同項に基づく報告徴収又は立入検査の事務については、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
54①	土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	自治 法定	(7)	報告徴収等は、国が直接執行する事務(環境大臣の指示)の前提となる手続の一部であり、報告徴収等のみでは行政目的を達成し得ないことから、「法定受託事務(メルクマール7)」に該当する。			事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-2

法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	自治 法定	(7)	資料要求等は、国が直接執行する事務(環境大臣の指示)の前提となる手続の一部であり、資料要求等のみでは行政目的を達成し得ないことから、「法定受託事務(メルクマール7)」に該当する。					

個表番号： 2-3

法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
10①	許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区内の許可に関するものは除く(様式3)				○	全国的観点からの希少鳥獣の保護の必要が生じた場合等においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。			
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令				○	全国的観点からの指定猟法の取締りの必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。			
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区内の許可に関するものは除く(様式3)				○	全国的観点からの希少鳥獣の保護の必要が生じた場合等においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(規則第80条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-4

法令名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
17	事業者等への報告の徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第11条、法第16条)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者等に対して改善命令を発することとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
18①	事業者等への立入検査				○		事後報告	6②	

個表番号：2-5

法令名：ダイオキシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第17条、法第37条)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-6

法令名：特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第17条、法第23条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-10

法令名：瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第11条、法第20条等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-11

法令名：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（S48年法117）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収（立入検査等権限の行使に係るものに限る。）				○	移譲後も大臣に残る権限（委任省令本則、法第3条第3項から第5項まで、法第5条第6項）を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が製造・輸入者に対して確認の取り消しを実施することとしていることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等				○		事後報告	6②	

個表番号： 2-13

法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
8⑤	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第20条、法第9条の10 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
15⑤	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第20条、法第15条の4の4 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第20条、法第9条の8③ 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して認定の取消し等を行うこととなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査				○		事後報告	6②	

個表番号：2-13

法令名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第20条、法第19条の4等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の実施の結果、生活環境保全上の支障が生じている場合には、都道府県知事と連携の上、迅速に措置命令等の行政処分につなげていく必要があることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、これらの事務の実施に係る状況等について、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-14

法令名：水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第12条、法第24条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
22②	指定地域における報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第12条、法第24条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-15

法令名：農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(S45法139)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
13①	農用地への立入調査				○	移譲後も大臣に残る権限(委任省令本則、法第14条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	立入調査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-16

法令名：大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則第20条、法第28条の2)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：2-19

法令名：農薬取締法(S23法82)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)				○	移譲後も大臣に残る権限(委任省令本則、法第12条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)	法定	(7) (4)②	法第13条第3項に基づく報告徴収等は、違法な農薬の製造販売等による国民の健康や環境への広域にわたる影響を防止するために不可欠であり、法定受託事務(メルクマール4②)に該当する。	○	移譲後も大臣に残る権限(委任省令本則、法第12条 等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-2

法令名：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令				○	移譲後も大臣に残る権限(規則36③、法13等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言(ただし、環境省所管事業に限る。)				○	移譲後も大臣に残る権限(規則36③、法28等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。			
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査				○	移譲後も大臣に残る権限(規則36③、法13等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
5①② ④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ・飼養等許可を受けた者は、輸入規制の適用除外を受けるものであり、国境管理業務の一部になる。 ○また、許可と措置命令等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
6①②	飼養等許可者に対する措置命令又は許可の取消し				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。			
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。			
13②	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。			
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ○また、認定と報告徴収等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
19	国及び地方公共団体以外ので、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合には、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-3

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	自治 法定受託	1	○本事務は、以下の理由により、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に図る必要がある。 ・特定外来生物が一旦定着した場合、特定の地域にとどまらず、周辺地域に拡大し全国に蔓延して、生態系等に被害を及ぼす可能性がある。 ○また、確認と報告徴収等は、一連の法的な手続きにかかわらず、自治事務と法定受託事務とが混在しており、制度的に適切でない。					
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し				○	全国的観点からの外来生物のまん延による生態系影響等の防止の必要が生じた場合においては、大臣の並行権限行使を許容する必要があるため。現行法令においても大臣の権限が留保されている(施行規則第36条)。			

個表番号：3-4

法令名：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第44条、法第10条等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等				○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第44条、法第10条等)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収・立入検査の結果に基づき、大臣が必要な措置をとることとなることから、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。

個表番号：3-5

法令名：使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(令第21条、法第37条、法第38条等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
131②	自動車製造業者等に対する立入検査				○				

個表番号：3-6

法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法定	4 7	同事務の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(7)に該当する。	○	移譲後も大臣に残る権限(令第7条、法第10条等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査等の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法定	4 7		○	全国的に適正なりサイクルの実施を確保する観点(例えば全国的に事業所を持つ事業者において不適正事案があった場合への対応等)から国も必要な措置を行えるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。			
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法定	4 7		○				
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法定	4 7		○				
17①	登録の取消し	法定	4 7		○				

個表番号：3-6

法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法定	7		○	移譲後も大臣に残る権限(令第7条、法第8条及び法第10条等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査等の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法定	7	同事務の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(7)に該当する。	○	全国的に適正なりサイクルの実施を確保する観点(例えば全国的に事業所を持つ事業者において不適正事案があった場合への対応等)から国も必要な措置を行えるよう、並行権限行使を許容する必要があるため。			

個表番号：3—9

法令名：特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
52	小売業者等に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(令第7条、法第15条、法第16条、法第27条及び法第28条)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
53①	小売業者等に対する立入検査				○				

個表番号：3-10

法令名：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(令第12条、法第19条及び法第20条等)を処理するためには、並行権限行使を許容する必要があるため。	事後報告	6②	報告徴収、立入検査の結果に基づき、大臣が事業者に対して指導、勧告、公表、命令等を実施することとしているため、「地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)」のメルクマール6②により、国に事後報告の関与を認めることが適当であるため。
40①	特定事業者に対する立入検査				○				